

議案第 8 号

関市農産物加工販売施設条例の一部改正について

関市農産物加工販売施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 5 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市洞戸農林産物処理加工施設を廃止するため、この条例を定めようとする。

## 関市農産物加工販売施設条例の一部を改正する条例

関市農産物加工販売施設条例（平成17年関市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称 関市洞戸大豆等加工施設

位置 関市洞戸菅谷890番地1

第3条第1項を次のように改める。

施設は、無休とする。

第3条第2項中「前項の休業日を変更し、又は」を削り、同条第3項中「第1項の休業日を変更し、又は」を削る。

第4条第1項中「次のとおり」を「午前6時から午後6時まで」に改め、同項の表を削る。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。